

議 長 日程第5「議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険税率の改正をしたいので、提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは、町民課のほうから今回の一部改正につきまして説明をさせていただきます。27年度の後半から医療費が高騰しているため、今後、現在の保険税では不足する財源を賄うことができないため、保険税の改定をさせていただくため、提案をさせていただきました。

1枚おめくりいただきたいと思います。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。松田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。保険税率につきましては、第9条から9条の3と第23条に規定してございます。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表にて説明させていただきます。これにつきましては、国保運営協議会の意見を踏まえ、資産割についてはさまざまな議論があることから、前回と同様、据え置くことといたしました。また、平等割と均等割のバランスを考慮すべきであるという御意見もいただきましたので、平等割については改定をしないことといたしました。課税対象といたしましては、所得割、資産割、均等割、平等割がありますけども、それぞれの額、率の決め方につきましては所得割と資産割を応能割といい、均等割と平等割を応益割というものがございます。それを、応益割と応能割を50、50になるよう保険税算出のための基準がございますので、おおむねそれに近くなるような改定率にしてございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。第9条、これについては基礎課税分になります。医療費給付費分になります。所得割、現行100分の4.77を100分の88を、0.88%を加えて100分の5.65%にするものでございます。これにつきましては約18.4%の増になります。

続きまして、（３）被保険者の均等割、１人について２万３,０００円を、１人について２万７,５００円、４,５００円の増とさせていただくものでございます。

次の第９条の２、これにつきましては後期高齢者支援金等の課税の率になります。（１）の所得割、１００分の１.４を１００分の１.６５、１００分の２５、０.２５を増とするものでございます。

続きまして（３）の均等割、１人について５,５００円を、左が改正案で８,３００円、２,８００円の増とさせていただくものでございます。

次の第９条の３、介護納付金分の課税でございますけども、所得割１００分の１.４を１００分の１.６５、１００分の２５を増とさせていただくものでございます。

続きまして、２枚目をおめくりいただきたいと思えます。２枚目の上段（３）均等割、１人について７,２００円を１万１,０００円に改め、３,８００円の増とさせていただくものでございます。

第２３条につきましては、国民健康保険税の減額の規定でございます。減額の規定については７割軽減と５割軽減、または２割軽減というものがございまして。これについては、先ほど改定した均等割額を、（１）で７割を減額するという規定で、先ほどの改定額に７割を掛けた額がここに載ってきます。例えば（１）のア、１万９,２５０円というのは２万７,５００円の７割分ということで、これは７割軽減といたしまして、本来の均等割額からこの額を引きましょうという額でございます。以下、同じでございます。

次のページの（２）につきましては５割軽減ということで、先ほどの２万７,５００円の２分の１の１万３,７５０円を、本来の均等割額からその額を引いた額を減額しましょうという額でございます。

その次の最終ページの４ページ、（３）については２割軽減ということで、先ほどの２万７,５００円の２割分、５,５００円を、本来の課税額から減額をいたしますという金額が規定してございます。

それでは１枚、元の本文にお戻りいただきたいと思えます。附則の施行期日でございます。第１項、この条例は、公布の日から施行する。２、適用区分は、改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、

なお従前の例によるということ、これが御議決いただきますと7月の国保税の本算定、課税分から適用されることとなります。本算定の結果により、9月に29年度の当初予算に対しての増額分を補正させていただき予定でございます。

以上で条例案の説明を終わらせていただきますけれども、今回の議案に至るまで3回、国保の現状について説明をさせていただきました。先ほども申しあげましたように、ここ1年間の間で新たに難病に指定された方がいられたり、C型肝炎やがん治療された方がいたり、原因はさまざまでございますけれども、1カ月100万円以上かかっている方が毎月10人以上いられます。これらの方々を含めて全体医療費が押し上げられている状況にありますことを御理解いただきたいと思っております。現在、加入者である者が、保険税が安価にこしたことはございませんけれども、この14.3%というのは町の国保運営を存続するための最低限の改定率でありますので、高額な医療費がかかっている方がいられたり、逆に1回も病院にかかっていない方がいたりする中での国保という相互扶助の制度を御理解いただき、御議決賜ればと思っております。協議会の付帯意見にございましたけれども、この値上げに至るまでの経緯や医療費の状況などを御理解いただけるように、丁寧に広報等で説明を周知しなさいということでございますので、現在それらの準備をしているところでございます。

また、今回の改定は現在の医療費に対する改定のみを考慮したもので、協議会の意見を踏まえまして、県への納付金に対する保険税の見直しにつきましては、正確な額が提示されるのは秋以降という説明を受けておりますので、今回の改定後の保険税が幾らになるのか、また、県から示される納付金の額が幾らになるのか、そこら辺を見ながら運営協議会へ御審議をいただくこととなっております。協議会の意見を踏まえて2段階での見直しということになります。値上げをすることが前提ではなくて、県への納付金の確保と30年度から始まる県貸付金の償還に対応すべく保険税に見合う保険税の確保が必要になりますので、現時点では予測しづらい状況にありますので、具体的な数字が示された時点で御審議をいただくこととしてございます。

最後に、この条例の審議の参考にしていただくために、議会の初日に参考資料をお配りしてございますけれども、それら参考資料がございまして、それ

らについては以前お示ししたものを最新の数字に置きかえたものでございます。御審議の参考にしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 小 澤 2点ほど、ちょっとお伺いしますけれども、今回の国保税の値上げが5年ぶり、前回、平成24年ということで、率としては前回と同じ程度の値上げ、改定率になってるのかなと思うんですけども、今、14.3%と言われたのは、これは何か1つのモデルを計算して出された値上がり分、例えば夫婦二人所帯だとか、あるいは一戸建ての住宅に住んでるとか、何かそういう年齢的なものを含めて、よく1つの標準モデルをつくって算定基礎額が500万の世帯とか300万の世帯とあってあるんだけど、この14.3%というのはどういう形で出てきた数字なの。

参事兼町民課長 それでは参考資料、当初のお持ちいただければ、見ていただければと思いますけれども、今後、29年度以降、この国保運営していくに当たりましては、いろいろな交付金等を含めて逆算しますと、今、国民保険税で約2億7,000万円の保険税をいただいております。そうすると、1ページ目の資料でいいますと、29年度の歳入の決算見込額というか見込額で、今後の医療費に対応するためには3億1,400万円必要ですよという数字でございます。それで、その差が約4,000万ございますので、その4,000万を確保するためには14.3%、要は全体の保険税の逆算みたいな形になりますけれども、それをもって14.3%という算出の仕方をしてございます。それを確保するために、先ほどの保険税の何%とか何円上げさせていただきますよというような割り振りというか配分で条例のほうを改正させていただいてございます。以上です。

8 番 小 澤 そうすると、要するに加入者1人当たり大体これぐらい上げてもらわないと困りますよ、それが14.3%と理解していいですね。はい、わかりました。そうすると、例えば夫婦二人所帯になってくると、この値上がり節といいますか、それはやっぱり、かなり大きくなってくるわけですね。

参事兼町民課長 幾つか参考に、実際に計算すると若干この率よりも多目になってくるのかなということで、何件か標準的な計算をさせていただきますと、課税所得金額が200万円弱の方でひとり家族、60歳代の方で、今までは18万100円だったのが20万

6,400円で2万6,300円、14.6%の増ということになります。また別の方で、2人家族で、60歳代の方がお2人いた場合については17.5%、額でいうと3万9,000円の増というような感じでなります。そして、所得の高い方の標準でいいますと課税所得金額が600万円台の方で、家族、親御さん入れて、成人の方入れて4人の家族の中では、従来、現行ですと66万2,900円が11万8,200円、17%の値上げというような形になって、率にすると若干高目になるのかなということで、参考に、前回14.2%を24年度のときに引き上げさせていただきましたけども、実際にその翌年度の課税につきましては、その額までは確保できなくて、約10%、約3,000万円ちょっとの実額の保険税の増というような結果が出ておりますので、今回この結果を踏まえて、実際に7月に本算定したときに、どうなるのかなというのは、必ずしも4,000万円が確保できるのか、所得のいろんな増減ありますので何ともいえない部分はありますけども、あくまでも現在の調定額ベースでの額ということで御理解いただければと思います。

8 番 小 澤      もう1点、今回の保険税の改定に当たって、課税限度額は据え置きですよね。変わってないですね。つまり、変わってないということは、高額所得者にとってはどうなの、その分はやっぱりよかったなということなのかな。

参事兼町民課長      確かに小澤議員、言いますように、もう課税限度額は89万円いかれてる方はここで幾ら値上げしても89万円の限度額でとまってしまうという、そういった議論は昨年の税制大綱が審議される中で、そういう議論が出ておりましたけども、それについては見送りされてます。今年度につきましては。毎年、大体、今まで2万円ずつぐらい上がってたのが今回見送りになって、それでむしろ軽減する方々を救おうということで、今回条例出してはございませんけども6月の議会に、軽減措置が対象となる、所得金額を上げようという、もう案が出てますので、それらの改正を6月に予定しておりますので、低所得者の方を救おうというのは今回の税制改正の趣旨が出ております。以上です。

8 番 小 澤      これ見たときに、高額所得者はかえっていいな、要するに低所得者というか普通に働いてる人に対してぼんこの値上げの部分が来て、年収1,000万以上あるようなところは今までと同じでいいですよっていう、何かその辺の不公平さをちょっと感じたものですからね、ちょっと気になっていたんですが。はい、

わかりました。ありがとうございます。以上で、私は結構です。

7 番 利 根 川 今の話で、資産割については今回さわってませんよね。そうするとやっぱり大規模資産をお持ちの方は有利なわけです。私のように資産のない者は、そして若干所得のある者は、どんどん上がってきて、今、課長の説明のような17%では済まない。限りなく89万円の限度額に近くなってくると思いますけども。その資産割を今回の改正にしないのは、応能・応益の50%・50%というのがあったとしても、なぜその資産割の改定をしなかったか、その辺をお聞かせいただきたい。

それと、89万円の限度額というのをですね、これ撤廃しなければ、要するに収入が幾らあったとしても、例えば保険料計算すると、あなたは200万円になりますよと、ただし89万円ですよということ、111万円、いわゆる中間所得者層にかぶってくるわけですね。4,000万円必要なんだから。すると、もろに打撃を受けるのは、もう一度申し上げますと私たちのような中間所得層ということになるわけです。幾ら、例えば200万円、国民健康保険料払ったとしても、確定申告で、社会保険料控除で引かれるわけでしょう。だから、もうそろそろ限度額をね、撤廃したほうが私はいいと思うんですけど、その辺、2つ目。

それから3つ目。国民健康保険税は過去、昭和30年代からですね、10回に分けて徴収してるんですよ。暫定期間が3回、7月か8月の本算定以降が7回。私はね、非常に徴税経費がかかると思うんですね。徴税経費がかかります。ですから、暫定期間を4・5・6あたりに1回、それから、それ以降は本算定して、あと3回にして、普通の資産税とか町民税とかと同じような徴収形態をとられたほうが、徴税経費が安く上がるでしょう。コンピューターを10回も開けるなんて。払うほうもですね、9回目払わなかったなんてこともあるんですよ。ですから何ゆえに、いまだに10回の納付回数を設けているのか。4回にしたほうが本当にやりやすいと思うんですけど、その辺はどうですか。途中でですね、社会保険に移行したり、転出したりする場合は、在籍期間によって月割計算で再精算するわけでしょう。だから10回、かつてはですね、昭和30年代40年代のころで所得水準が低い時代は、その平均にならして納めていただこう

よということで10回やってたんですね。ところが今の時代、ちゃんと、途中で社会保険に加入だとか、他町へ、市町村へ転出した場合はちゃんと月割計算で払い戻したり、逆に徴収をしたりするわけですから、これ納付回数を、今まで国民健康保険運営審議会か何かで意見は出てませんか。その辺の3つをお願いします。

参事兼町民課長　　まず、資産割の件でございます。資産割の件につきましては、前回は引き上げてございません。これについては現在33ある市町村のうち、1市9町がこの資産割という課税をさせていただいております。最近の状況ですと、この資産割をなくそうという県全体の動きがございます。ここへ来て、中郡とか下郡のほうでも一部、既に資産割をなくすというような方針が出てるところもございますし、上郡の中でもその資産割については今後なくす方向で検討していきましょうよということで、担当課長のほうから聞き及んでるところでございますけれども、今回、県のほうで示される納付金、それをもとに出す標準課税方式というのが出されます。それが3方式、資産割を、3方式を除いたものが示されることになっておりますので、そういった意味も含めて、今回改めて資産割についてはそういう動きがございますので、値上げをしないということがございます。

それと、限度額の関係でございますけれども、私が平成25年に担当してからずっと2万円ずつぐらい、ずっと引き上げてきました。今回、29年度につきましては、その引き上げがされないということで、これは先ほど利根川議員がおっしゃったように、国のほうの議論としては、そういった高額な方により多く負担を求めますよということで大体2万円ずつ引き上げてきましたけれども、今回、国のほうの、これはあくまでも国の税制のほうの制度になってしまいますけれども、今回は見送りたいというのがございます。これについては確かに利根川議員のおっしゃるとおり理論は成り立ちますけれども、町のほうとしてもできるだけ多くの税収を得たいということで、そこら辺がもっと上がればいいかなという気がしてございます。

徴収の回数につきましては、特に審議会等での議論はしたというような記録は残ってございませんし、これで4回、6回にすると、1回の金額が大分上がって、当然、きます。年額は変わらなくても。ある程度の収入のある方はそう

いった形で対応できるのかなという気がしておりますけども、毎回毎回かなり厳しい中での、納めていらっしゃる方がございます。それで、中には滞納というかね、ある程度ためてしまって、もっと分納してくれないかというような相談もよくございます。そういった中で、県下平均して一番少ない数のところは8回ございます。これは2団体ですかね。あとは、今までどおり10回がほぼ8割程度の徴収をしてございます。確かに徴収というか、徴収のための費用、口座振替とかそういったための費用がかかりますけども、やっぱり加入者の保険税の納め方というかね、納めやすい方法を選択していきたいなと思いますので、こちら辺についてもちょっと研究させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

12番 大 舘 今、利根川議員から質問が出ました資産割の件ですけども、資産が尾翼にかかるわけではありません。それとですね、資産を持っててそこから得られる不動産所得なりがあった場合には、それ所得税で払ってますので、そっちにかかっているわけですよ。それで資産を持ってただけでそれに健康保険税をかけること自体が間違ってるよ。違いますよ、絶対に。持っていれば持っているなりに固定資産税なり、今言ったようにね、不動産所得があれば、それが所得税としてかかってくるわけですからダブルでとってるのと同じですよ。ですから極力ですね、資産割というのはなくするのが正当な考え方だと思います。今、課長が答弁したように資産割を課していない自治体はかなり多いわけでしょ、全国的にはね。だから国とか県の方針もそういうふうになっていかなきゃおかしいですよ。と思います。以上。

議 長 要望でよろしいですか。はい。ほかにございますか。

それでは、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。



(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。